

富田林

議会だより

きらめき
煌のまち



富田林病院の建替えが終わり、新病院での診療が始まりました



CONTENTS

●令和元年度決算や各会計
補正予算、条例改正など
について本会議・委員会で慎
重に審議し、いずれも原案
どおり可決、認定しました。

第3回定例会の概要……………	2
常任委員会の審査概要……………	3
決算審査概要……………	4～5
一般質問……………	6～11
次回定例会予定……………	12

No.233

令和2年12月1日発行

9月定例会

www.city.tondabayashi.lg.jp/site/gikai 富田林市議会 検索

大阪府富田林市議会だより 発行/富田林市議会 編集/広報委員会 ☎ 0721-25-1000 (内線 215)



人事案件

市議会では、次の方の任命・選任について、それぞれ同意しました。

▼教育委員会委員

山元 直美 氏（任命）

▼監査委員

中川 元 氏（選任）

条例案件

▼市税条例の一部改正

コロナ感染症緊急経済対策に伴い、コロナ感染症の影響で中止等となった文化芸術スポーツ関係行事で一定のもののうち、入場料金等払戻請求権の全部または一部を放棄した場合に、その相当額（上限二十万円）の合計が市民税における寄附金控除の対象となることなどについて所要の改正を行うものです。（詳しくは課税課まで）

▼子ども医療費の助成に関する条例等の一部改正

大阪府の要綱等が改正されたことに伴うもので、子どもの精神病床への入院も医療費助成の対象とすることなどについて所要の改正を行うものです。（詳しくは福祉医療課まで）

補正予算

《一般会計》

補正予算（第七号）（専決処分）は、コロナ感染症対策に係る事業として、指定避難所の備品等購入や特別定額給付金基準日以降に産まれた新生児世帯への市独自の給付金、一定の売り上げ減少があった市内事業者への応援金、市内のキャッシュレス決済消費喚起事業、路線バス事業者への運行補助や運賃割引のための補助、小中学校への感染症対策および学習保証のための補正が主なもので、本会議において承認されました。

補正予算（第八号）は、コロナ感染症対策に係る事業として、対策備品等の購入や防災倉庫の整備、市立小中学校のICT環境整備、高齢者及び妊婦へタクシー料金を補助するための補正や、それ以外の事業として、国のSDGsモデル事業に選定されたことに伴う補正、人件費、令和元年度事業確定に伴う精算金の補正が主なものです。補正予算（第九号）は、六十歳以上の市民および、六十歳から六十四歳までの心臓や呼吸器機能等の基礎疾患を持つ市民を対象に、インフルエンザワク

チン接種費用の全額助成を行うためのものです。

《特別会計・企業会計》

令和元年度事業確定に伴う精算金や本年四月の人事異動に伴う人件費の補正が主なものです。

その他

▼財産の取得について（タブレット型パソコン）

市立小中学校におけるGIGAスクール構想の実現に向けて、児童生徒一人に一台の学習用タブレット型パソコンを新たに購入するものです。

請願・意見書

▼新型コロナウイルス感染症拡大に伴う家賃支払い困難・滞納などの、生活困窮者に対して都市再生機構法第二十五条四項適用による救済措置を求める請願および意見書

この請願は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により家賃支払いが困難となった公団住宅居住者へ、都市再生機構法に基づく家賃の減免を行うことについて、国に対し意見書の提出を求め、採決にあたり賛成・反対の討論があり、採決の

結果、賛成反対が同数のため、議長裁決により採択されました。

また、この請願の採択を受けて意見書が提出され、採決の結果、賛成反対が同数のため、議長裁決により可決されました。

なお、可決された意見書は、内閣および国土交通省へ送付しました。

▼防災・減災・国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書の継続

この意見書は、近年自然災害の頻発化・激甚化にさらされているため、令和二年度末期限の「防災・減災、国土強靱化のための三か年緊急対策」の延長・拡充や地方自治体の国土強靱化対策予算の総額確保、地方に配慮した災害復旧予算の確保や補助の拡大などを国に対し求めるもので、本会議において、全会一致で可決されました。

なお、可決された意見書は、内閣や財務省、国土交通省等の関係機関へ送付しました。

決算

（一般会計）

一般会計決算では、歳入が前年度比八・四％増の四百四十五億八千九百四万一千円で、歳出は八・八％増の四百三十八億三千六百四十四万五千円となりました。

また、翌年度に繰り越すべき財源五千二百四十四万を差し引いた実質収支額は七億六千三百三十七万二千円の黒字となりました。

また、ここから前年度繰越金七億六千八百四十四万二千円を差し引いた単年度収支額は六千七百七十七万円の赤字となりました。

なお、翌年度への繰越財源は、学校給食施設整備事業、小中学校管理事務、小中学校防災機能強化事業等に係るものです。

（特別会計）

五特別会計の決算額は、歳入総額二百五十六億八千二百二十万円、歳出総額二百五十二億二千四百九十五万七千円となり、実質収支は四億五千五百二十六万三千円の黒字決算となりました。

（水道・下水道事業会計）

水道事業会計の収益的収支における事業収益は、前年度比七・五％増で二十四億五千二百七十四万四千円となり、事業費用は、三十四・四％増で二十六億五千二百九十八万八千円となり、その結果二億百七十五万五千円の純損失で赤字決算となりました。

また、下水道事業会計の収益的収支における事業収益は、三十一億四千六百六万円で、事業費用二十八億五千九百三十三万六千円となり、その結果二億九千四百二十二万四千円の純利益を生じ、黒字決算となりました。

市税条例の一部改正

Q チケットの返金を求めなかった場合、相当額分の市民税が寄付金控除の対象となるが、手続きはどうなるのか。

A チケット購入者が主催者に払戻しを受けない意思を連絡し、主催者から「指定行事証明書」と「払戻請求権放棄証明書」をもらったうえで、翌年に税務署へ確定申告することとなる。

訴訟上の和解(57)(損害賠償請求事件)

Q 重い障害のある子どもを受け入れるには高い専門性と経験のあるスタッフの配置が重要だが、資格を持つ教員や助員等の配置はどうなっているか。

A 全介助が必要であれば助員の配置を、医療的ケアが必要であれば、看護師資格を持つ特別介助員を配置している。

Q 学校では階段昇降機を使用しているのか。

A 現在、第二中学校で一台使用している。

財産の取得(タブレット型パソコン)

Q 応札業者が一社のみだったが、大阪府内での小中学校学習用タブレット型パソコンの入札状況を聞く。

A 指名競争入札を実施している自治体が多く、一般競争入札

札や公募型プロポーザルによる業者選定を行っている自治体もある。指名競争入札を行った自治体では、落札者以外の応札業者は一社のみが多い状況である。

一般会計補正予算(第八号)

Q 市職員の情報化推進事業について、セキュリティ対策はどうなっているか。

A テレワーク用パソコンにデータを保存させない環境を構築する。また、USBの制御やデータを直接ダウンロードできない仕組みも構築し、庁内ネットワークにアクセスする通信についても、セキュリティを担保した通信方法を採用する。

Q 自治体SDGsモデル事業支援業務について、業務内容を聞く。

A 本市SDGs未来都市計画に基づき実施するもので、市内に設置する健康拠点の企画、運用面でのコンサルティングや、健康事業全体マネジメント支援事業、健康事業の担い手となる学生を対象に、健康事業の指導方法に加え、経営についても学べる研修を実施する学生人材育成事業、市民向けSDGs研修、SDGsの取組アイデアを考えるアイデアソン事業、シンポジウム等を実施する普及啓発プラットフォーム事業を一体的に委

託するものである。

Q 公共交通応援事業補助金について、事業効果を聞く。

A 公共交通であるタクシー事業者支援と新型コロナウイルス感染症の重症化になりやすい高齢者や妊婦の方に、安心して移動できる手段を確保することで、感染リスク軽減の効果が見込まれる。

一般会計補正予算(第九号)

Q 六十才から六十四才の基礎疾患を持つている方、六十五才以上の方への予防接種無償化により、接種者が増加すると考えるが、ワクチン不足についてはどのように考えているか。

A 今年度はワクチン不足が懸念されるため、広報等を通じて高齢者に対し、十月中の接種を呼びかけていきたい。

後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第一号)

Q 後期高齢者医療管理事務キャッチュレス化導入について導入の経緯を聞く。

A コロナ感染拡大防止のための新しい生活様式に対応した市民サービスの向上を目的に導入するもので、保険料等の支払いのためにコンビニ等へ出向く必要もなく、現金の受渡しも発生しないため、感染拡大防止に寄与するものと考えている。

市議会の傍聴規則が改正されました
今回の改正内容は次のとおりです

- 「児童及び乳幼児は傍聴席に入ることができない」を「保護者が同伴する場合に限り、お子様連れで傍聴していただくことが可能」に改正
- 傍聴席では、会議中、休憩中の如何にかかわらず静粛としていただくことを明確に定める
- 規則中の用語について、時代の変化に対応した表現へ変更(例：外とう⇒コート)

改正後の傍聴規則は、令和2年12月議会から適用されます。

市議会の本会議は公開されておりますので、誰でも傍聴することができます。

市民の代表でもある市議会議員の活動を直接確認できる身近な方法ですので、ぜひ傍聴にお越しください。



決算審査概要

決算関係議案について、予算決算常任委員会に付託し、今期定例会中に審査が行われました。ここでは、審査における主な質疑内容を取り上げます。

一般会計

歳入

Q 学校給食費負担金について、滞納分の徴収率が下がっているが、滞納初期における債務者への対応でどのような課題があるか。

A 滞納初期の債務者については、対象となる納付金元を経過した後に督促を送付し、納付のなかったものはコールセンターにおいて納付勧奨を実施している。しかし、徴収率の推移から、事案によってはさらなる納付指導も必要と認識している。

Q 競艇事業収入について、令和元年度の競艇配分金は、どのように本市で使われたか、充当されたか聞く。

A 競艇配分金について、令和元年度は、公共施設整備基金へ一億千七百五十六万八千三百四十八円、小学校教育用パソコン管理事業へ二千七十七万七千三百六十四円充当している。

歳出

総務費

Q とんだばやしふるさと寄附金事業について、寄附金の使い道について聞く。

A 本市では、お寄せいただいた寄附金の全てを、条例で定めたとんだばやしふるさと基金に積み立てており、令和二年度及び令和三年度の二年度に分けて取崩しを行う予定で、使い道の一つは富田林病院建替え事業となっている。



建替えされた富田林病院内部

Q 顧問弁護士委託料について、明石市では弁護士を市職員として採用しており、市役所の業務における年間法律相談は平成二十四年には十七件だったものが、平成二十九年は千二百件

にまで増えている。

本市でも、弁護士を市職員として採用することについて、見解を聞く。

A 職員として弁護士を採用することは、他市の事例を見ても有効な方法であると考ええる。

Q 広報事務について、現在ウェブサイトの閲覧数やフェイスブックのいいね！の数が成果指標として設定されており、SNSを指標にするのになぜフェイスブックだけなのかなど、いくつか疑問がある。現在の指標では事業の効果等が見えにくく、市民にとっても分かりにくいと考えるが見解を聞く。

A 指標については、情報の更新が重要であるため、市ウェブサイトやSNSの更新回数や市総合ウェブサイトやフェイスブックの更新回数などを設定している。また、成果指標として、市の情報がどれだけの人に届いているかとの観点から、市ウェブサイトやフェイスブックのいいね！数等を設定している。しかし、SNSの技術や効果検証の指標となる数値についての考え方は、日進月歩で変化しており、常に適切な指標かどうかを考える必要があるため、事業目的の達成を見える化していくために、市民に分かりやすい適切な指標の設定に努めていく。

民生費



市ウェブサイト

Q 発達障がい児等療育支援事業について、児童発達支援のニーズが増加し、利用できなかった人数も増加している中、本市では市民限定枠のSun+を実施したが、利用できなかった人数は改善されたのか。

A 昨年度から二十人の市民限定の療育事業Sun+を実施したことで、令和元年度についてはSunと市民限定のSun+合わせて五十八人が当選し、利用できなかった方は、平成三十年度の五十一人から令和元年度は八人と大幅に改善されたものの、令和二年度は本市の申込者数が再び増加したため、三十名の方の利用申込みに応えることができなかった。

Q 民間保育所等運営費補助事業について、入所児童の紙おむつ処分費用は決算に計上しているか。計上していないのであれば、他市では紙おむつを園で処分しているところもあり、「子育てするなら富田林」を推進する中で保護者の負担軽減を考えると、市が紙おむつの処分を負擔してはどうか、見解を聞く。

A 保育所への送迎は車だけでなく、自転車、徒歩など様々であり、保育園のお迎えの後に買物をする保護者は多いため、紙おむつを園で処分することについては、公立保育所の費用負担だけでなく、民間保育所への補助も必要となるが、保護者の負担軽減の観点から検討が必要と考える。



こども発達支援センターSun

Q 要保護児童対策地域協議会事業について、本市の相談体制や、担当職員の配置はどうなっているか。

決算審査概要

A 職員の配置については、相談対応件数の増加に伴い平成三十年度、令和二年度に、それぞれ会計年度任用職員を一名増員し、現在、正職員四名、会計年度任用職員二名の計六名の専門職員が、地区担当員として対応している。

また、地区担当員、スーパーバイザー、管理職の三層構造で判断することで、より確実な対応方針を決定している。

商工費

Q 富田林市ものづくり技術推進事業補助金について、この補助金の申請の手順を聞く。

A 補助金申請については、補助金事業に関する事業計画書や予算経費の明細書などに加え、大学等の共同研究開発機関からの推薦状が必要となる。また、申請時には、企業からの相談も受け付けており、企業団体では、組合で構成されている協議会が企業と市とのパイプ役として、支援を行っている。

Q 富田林市観光ビジョン策定業務委託料について、観光ビジョンの中にウエルネストレイルについての記述があるが、これはどのようなものか聞く。

A 観光ビジョンでは新たな観光資源の発掘として、ウォーキングをはじめとする健康増進と地域資源を活用するため、ウエルネストレイルの実施に向けて取り組むこととしており、ウエルネストレイルとは、市内に点在する地域資源をルートで結び、健康増進や周遊促進などの効果を目的としたものである。



地域資源を結ぶウエルネストレイル

農林業費

Q 農業公園管理運営事業の送迎バス委託費について、入園者数とバスの利用者数が年々減っているのは分かるが、入園者数に対して送迎バスの利用者が少ないのではないのか。送迎バスの有効利用はできているのか。

A 送迎バスについては、入園者数のおおむね二割程度が利用しており、利便性の向上に一定効果が表れていると考えているが、今後は、さらなる有効活

用に向けて、指定管理者とともに検討していきたい。

教育費

Q 生徒指導事業の非常勤職員報酬について、不登校の子どもの支援に当たる職員も含まれると思うが、不登校の子どもが増えている中で、今フリースクールが創設されている。しかし、フリースクールに子どもを通わせるには費用が発生し、運営者もボランティアに近い状態となっているため、子どものフリースクール代やフリースクールの運営者へ、市から財政的援助をしてはと考えるが、見解を聞く。

A 保護者の経済的な負担については、軽減の方向でフリースクールと連携し、今後も通室にかかる交通費の軽減のため、学割証の発行等を進めていきたい。また、利用費用等に係る支援については、先進市の取組も参考に、今後研究していく。

特別会計

後期高齢者医療事業

Q 後期高齢者医療管理事務委託料のシステム改修委託料に

ついて、保険料の平準化に対応するためのものかということだが、保険料の平準化とはどういったものか。

A 後期高齢者医療の保険料の納付方法が年金からの天引きの方は、四月、六月、八月の仮徴収額は前年度二月の保険料と同額を天引きすることになっている。しかし、この方法では、年金以外に所得があり、その所得に増減があった場合、仮徴収額と十月、十二月、二月の本徴収額に著しい差が生じることがあり、これでは二か月に一回受け取っている年金額にも大きな差異が生じる。この場合は、六月と八月の保険料額を変更することがあり、これをいわゆる平準化という。

企業会計

水道事業

Q 営業収益について、他の公共料金は毎月払いだが、なぜ水道料金だけが二か月に一回の支払いになっているのか聞く。

A 二か月に一度とすること、検針に係る人件費や請求書発行の経費等を低く抑えるためである。

議会日誌

八月

- 14日 総務文教常任委員会 (所管事務調査)
- 25日 議会運営委員会 全員協議会 幹事長会

九月

- 1日 第三回定例会開会(上程) 議会運営委員会
- 9日 定例会二日目(一般質問)
- 10日 定例会三日目(一般質問) 広報委員会
- 11日 定例会四日目(議案質疑) 議会運営委員会

十一月

- 12日 広報委員会
- 15日 総務文教常任委員会
- 16日 建設厚生常任委員会
- 24日 予算決算常任委員会
- 25日 予算決算常任委員会
- 30日 定例会五日目(委員長報告) 議会運営委員会 全員協議会 幹事長会

公明党
遠藤 智子

救急搬送における
感染防止対策について

Q 救急搬送において、もし救急隊員が新型コロナウイルスに感染した場合、職場全体に感染が広がり、消防・救急業務に支障が出る恐れがあるため、そのような事態は絶対に避けなければなりません。

他市では、予備救急車を専用救急車として活用し、感染症対策のビニール製カバーを取り付け、感染症患者を隔離搬送する



コロナ感染から救急隊を守るために

A 救急搬送における感染防止対策は大変重要と認識しており、本市消防本部では、救急要請者に新型コロナウイルス感染症が疑われる場合は、普段の感染防止対策に加え、新型コロナウイルス感染症の特性等を踏まえ、ゴーグル並びにN95マスクを着用、感染防護衣も上下を着用

バッグを配備して運用するなど対策をしているが、本市でも搬送後の消毒や隊員の防護は丁寧を実施すべきと考える。

さらに国では「緊急消防援助隊設備整備費補助金」として、

新型コロナウイルス感染者の移送や緊急搬送の対応能力強化のための補助金が設定されている。

これは感染症に対応した救急車等の整備を促進するもので、患者搬送用の密閉式カプセル（アイソレーター）も対象とされているため、隊員の安全を守り、市民の安心につながるアイソレーターへの導入について、市の見解を聞く。

現在、救急活動に必要な感染防止資機材として、感染防止衣、ゴーグル、N95マスクやアルコール消毒液などの備蓄に努めているが、新型コロナウイルス感染症の患者数が急激に増加すれば救急要請も増えることが予想されるため、アイソレーターなどの高機能な感染防止資機材についても、他市の状況を見ながら、その必要性や効果などを調査、研究していく。

子どもの学びの場を
保障するために

Q 不登校児童への支援については、学習指導要領にあるように、登校という結果のみを目標とするのではなく、児童や保護者の意思を十分に尊重しつつ、児童が自身の進路を主体的に捉えて、社会的自立を目指すことが重要であり、家から一歩踏み出すことが、児童の今後の人生に大きな変化をもたらすため、多様な学びの場としてのフリースクールと学校が連携して、児童を見守ることが大切である。また、児童が少しずつでも外

A 不登校児童生徒への支援としての連携については、フリースクールの活動と学校での学びを接続するため、情報共有などやフリースクールを訪問して収集した情報などを参考に本市版資料の作成検討や、義務教育後の進路について、定期的に進路相談を実施するよう努めていく。

に出で、フリースクールなどに通えるようになれば、保護者にとつても一安心と考えるが、フリースクールも費用がかかるため、学校外バウチャー制度（すべての子ども達の教育機会を保障する新しい仕組み作り）を導入している自治体もあり、大阪府では平成二十四年から事業を開始している。

A 本市においても児童生徒へ支援が必要と考えるが、今後の方向性について市の見解を聞く。

Q 不登校児童生徒への支援として、適応指導教室「YOU YOU」による取組みとともに、今年度より指導員を一名増員し全中学校に派遣するなど、学校内での適応指導教室の充実を図っている。

また、フリースクールと学校との連携については、フリースクールの活動と学校での学びを接続するため、情報共有などやフリースクールを訪問して収集した情報などを参考に本市版資料の作成検討や、義務教育後の進路について、定期的に進路相談を実施するよう努めていく。

さらに、保護者の経済的負担の軽減について、フリースクールと連携し学割証の発行を進めるほか、利用費等の支援については、先進市の取組みも参考に研究していく。

とんだばやし未来
尾崎 哲哉
コロナ差別を防止する
条例の制定について

Q 八月二十七日に市内小中学校へ、市長、教育長名で、「コロナ禍にある富田林市の子どもたちへのエール」として、子どもたちにメッセージが届けられた。子どもたちや保護者へ直接思いが届く、非常に良い取り組みであり、議場においても市長からより具体的に発信してはどうかと考えるが、見解を聞く。

次に、先日の府内自治体議員の学習・報告会では、現時点で集約されている具体的なコロナ差別事象等の報告があり、また、八月の文部科学省の報告では、七月下旬までに延べ八十四の小中学校や高校などが臨時休校し、一部地域では感染者や家族が差別されたり、クラスターが発生した学校が中傷されたりする事態があったとのことである。

他市では、感染者への差別的な取り扱いの禁止を盛り込んだ条例案が提出されるとの報道も

あるが、本市における感染者への差別や中傷を防止する条例の制定について、見解を聞く。

A このメッセージは、コロナ流行により生活環境が激変している中で、様々なことを辛抱し、頑張っている子どもたちへの激励や、私たちの生活を支えるために多くの方が頑張っていることを伝えたいという思い、さらに感染者への偏見や差別をなくすために、感染した方々の思いを理解し、支え合っている優しさや温かさを大切にしてほしいという思いを込めている。

次に、差別防止条例の制定について、市民への正しい理解の促進と基本的人權を尊重する条例と認識しており、本市では、「富田林市人權尊重のまちづくり条例」を制定し、施策実施において人權尊重の視点を踏まえる市の役割や、あらゆる生活の場において、互いに人權を認め合う市民の役割を定めている。差別や偏見は決してあっては

ならず、誰一人取り残すことなく、みんなで支えあいながら、市民一丸となってこの難局を乗り越えていきたいと考えている。

市庁舎の建替に伴う各種計画・構想について

Q 本市が市庁舎建替を急ぐ大きな要因は、庁舎北館の耐震性能を示す数値が非常に危険な値であるためであり、これまでに当会派は北館で執務する部局の移設計画を提案してきた。市民、職員の命を守るために迅速な対応が必要であり、先日、この件についてPTが設立された



震災対策に庁舎機能の分散化を

が、そこで進められている具体的な内容と、「北館部局移設計画」の進捗状況について聞く。

A 次に、庁舎整備基本計画では「今後の社会情勢の変化にも対応した庁舎とする」とあるが、どの様な想定をしているのか。

また、「金剛地区における庁舎機能の必要性も勘案する中で、本計画で示した庁舎の各機能や空間の細部のあり方、具体的な施設計画、さらには必要規模についても引き続き検討を行う」とあり、現在構想があるならば基本計画内に具体的に示すべきと考えるが、この点について市の見解と、具体的な構想があるならば内容について聞く。

A 北館部署の移設計画については、耐震性のある南館に窓口部門を集約配置し、事業系部門、議会などを、すばるホールなどの既存公共施設に配置することを検討しており、遅くとも新庁舎建設工事の着手までに移設を完了することを目標としている。これにより来庁者や職員の安全面の確保および仮庁舎が不要となるため、建設コストの縮減に寄与すると考える。

次に、社会情勢の変化とは、さらなる人口減少や高齢化の進行、ライフスタイルの多様化、AI等のICT技術の進歩、感染症拡大防止のための生活様式

の変化などを想定している。また、金剛地区における庁舎機能について、現在具体的な構想はなく、基本計画に記載できる段階ではないが、今後、金剛地区におけるニーズを把握し、本庁舎とどのようにリンクさせることが効果的、効率的かなど設計段階において、さらに検討を進めていきたいと考える。

日本共産党 田平 まゆみ
コロナ禍の中で高齢者・障がい者への支援を

Q 政府はコロナ感染症の減収対策として、介護保険事業者が利用者から同意を得た場合、介護報酬の上乗せを認める特例措置を通知したが、本来国が補償するべきであり、国へ減収補償をする財源措置を強く要望すべきと考えるが、どうか。

また、長野県飯田市のように画期的な補助金交付をおこない、市内の介護事業所および高齢者の方への支援をすることについて、市の見解を聞く。

A 今回の通知は、本市でも利用者負担増を招き、同意の有無により利用者間の不公平が生じるなどを認識しており、期間が長期となればさらなる利用者負担増につながる事から、事業

者への支援も含め、他市事例や今回の措置状況を踏まえ、機会をとらえて、国へ要望していく。

Q 市の障がい者給付金が今年で打ち切りになるが、コロナで大変な今、給付金の廃止ではなく、元々収入の少ない方も多い障がい者の方々に寄り添う施策の充実を求めるがどうか。

A 障がい者（児）給付金については令和三年度より廃止するという判断を行い、本年度の給付のタイミングでお知らせすることが一番丁寧ではないかと考えたもの。

Q 障がい者の大切な居場所を守る財政措置、コロナへの対応をした事業所や入所施設への報酬による手当て、職員への特別手当の創設が必要と考える。国に対し、放課後等デイサービス事業所などの障がい者福祉サービスが安定して運営できるように財政支援を求める必要があると考えるが、本市から国への要望状況を聞く。

A 障がい福祉サービスは報酬単価が低く、大変厳しい経営状況であり、市長会を通じて、国に対して障がい福祉サービスにおける報酬単価の見直しと処遇の改善を要望している。今後も様々な施策を通じ、障がい児者の方々に寄り添う施策に努めていく。

日本共産党
田平 まゆみ

コロナ感染症拡大防止と収束のための施策を

Q コロナ感染拡大が続く中、日本は人口当たりのPCR検査実施率が最低水準となっている。

コロナ感染症収束のために、日本共産党は、国、府、市に対し、感染集中地域全員へのPCR検査実施、各地へPCR検査センター設置、病床確保と医療機関等への財政支援、いつでもPCR検査を受けられることなどを求めており、また、PCR

検査の大規模実施、職員の増員と財源の確保も含めて、大阪府に求める署名活動を行っている。今回、感染症から市民の命を守る最前線で働く人や職員などにPCR検査の定期的な実施を求め、見解を聞く。

次に、自公政権や維新府政によって、大阪府では十八の保健所がたった一つに減らされ、職員も削減されるなど各地の保健所職員がコロナ禍で大変な過重労働を強いられている。本市では、今こそ独自の地域外来検査センターを設置すべきと考えるが対策を聞く。

また、感染拡大により、オー



PCR検査の対象拡大をもとめて

バーシユートが起きて、軽症者を地域でサポートできる体制づくりや市民への啓発が必要と考えるが、見解を聞く。

A 無症状の職員等に対するPCR検査費用は全額自治体の負担となり、本市の財政規模では非常に厳しいことに加え、PCR検査受託先の確保も難しい

現状である。この間、国では検査体制の拡充も見られるため、今後も引き続き、国・府の動向を注視し、状況に応じ対象者の拡大等について要望していく。

次に、富田林保健所では、今後の感染拡大やインフルエンザの流行に備え、保健所を通さずPCR検査を行う地域外来検査センターの設置に向け、本市や富田林医師会と協議を進めており、市も全面協力していく。また、今後オーバーシユートが発生し、保健所による支援体制に支障が生じた時、市としても関係機関と協力して、在宅で療養する患者への支援等を行う。

自由民主党 南方 泉 サバーファーム再建とパークマネジメントを

Q サバーファームの再建について、現在の体制では活性化計画を策定しても、アドバイザーの助言があっても経営改善はされず、動きにくい仕組みでもある。そこで、市職員を経営側に送り込む案も含め、現在の指定管理者の契約終了までに、決定権のある再建アドバイザーを設置し経営に踏み込んでいくべきと考えるが、見解を聞く。

次に、地元の活性化のために

サバーファームを再建するには、目標を決めることが重要である。そのため、これからのパークマネジメントの研究を重ね、企業誘致を活性化行わなければならないが、大阪万博の開催までに必ずサバーファームをリニューアルするため、パークマネジメントする具体的な計画の準備をしつかりと打ち合わせを重ねて工程表を考えるべきである。

本市行政改革プランやSDGs 未来都市計画につながることもあり、市の見解を聞く。

A サバーファームは、平成二十九年に活性化計画が策定され、入園者数の増加、増収が見込める取り組みを検討し、できることから取り組んでいる。また、経営に助言するアドバイザーについて、平成三十年に半年間指定管理者に設置したものの、経営改善に至るまでの成果はなかったが、改めて、経営改善の一つの手法として、決定権のあるアドバイザーの設置に

今後、現状の整理・分析、課題の抽出、関係者への意見聴取、専門家の診断、他の先進地同類施設の状況把握などを踏まえ、サバーファームの再生とさらなる発展に向けて取り組んでいく。



サバーファームの再建のために

食と農を活かした 農家民泊事業の推進を

Q 観光による地域の活性化には、「食べて・体験して・宿泊できる場所」が不可欠であり、滞在型観光のコンテンツを応援することは、コロナ後の地域経済の活性化へ大きなカギとなる。そこで、本市の緑豊かな地域は、食と農をキーワードに自然食や農業体験など魅力を発信するコンテンツの宝庫であるため、「滞在型市民農園」（農泊）を東条地区に作る準備をするべきと考えるが、見解を聞く。

A 次に、全国農業協同組合連合会（全農）は農泊事業について課題をまとめているが、食と農など様々なコンテンツを広域に連携して滞在日数の長期化による地域活性化を狙うことが重要であり、この仕組みを本市と全農のモデル事業になるよう農泊ができそうな古民家や空き家物件を取りまとめるべきと考える。本市はSDGs 未来都市に選ばれたこともあり、持続可能な農業と農村活性化を世界に発信することにすると考えるが、農泊事業について見解を聞く。

要はますます増えると考えられる。

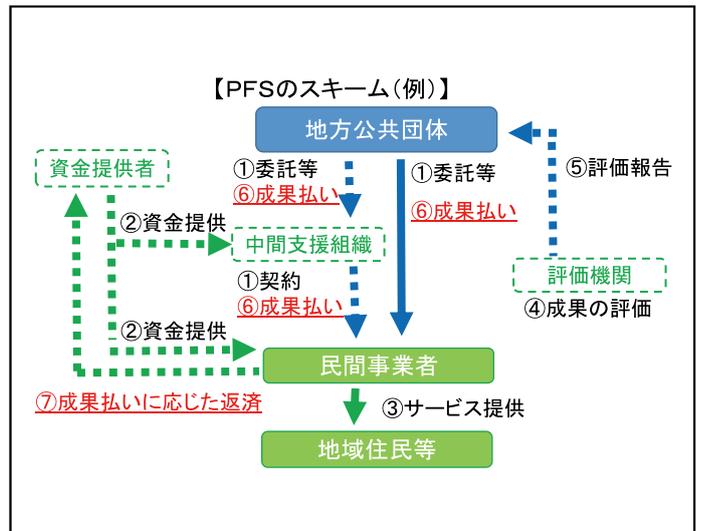
本市としては、遊休農地を活用した市民農園がクローズアップされる中で、東条地区における開発農地の有効利用と、自然条件を生かした魅力ある街づくりができるよう、滞在型市民農園の設置も含め、持続可能な農村活性化に向けて、各種事業者や地域の方々と連携し、まずは先進地事例の検証を行いたい。

次に、農泊への取り組みは、スローフードやグリーンツーリズムの推進につながり、インバウンド対応としても重要である。また、全農では農泊事業の確立と推進を通じて地方創生に貢献するよう取り組まれている。

本市においても、各種事業者や地域の方々とニーズや意向を探るとともに、先進地事例も検証しながら、持続可能な農村活性化に向けて調査研究していく。

大阪維新の会・無党派の会 伊東 寛光 成果連動型民間委託 契約方式について

Q PFSとは、自治体が事業の成果指標を設定し、改善度合いに応じて委託料を支払う成果連動型の民間委託契約をいう。従来、受託者は仕様の通りに業務を実施することによって、



PFSの導入で行政の効率化を

実施すれば、民間事業者がより高い成果を目指すことで、個々の事業の費用対効果が高まる。また、事業と成果の結び付きを測定することで、以前取り上げたEBPM（証拠に基づく政策立案）の推進が図られる。本市でもPFSの活用や導入に向けた職員研修を行ってほしい。

成果に関係なく予め契約で定められた委託料が支払われてきた。しかしながら、事業の実施手法について裁量の余地が少ないことや、より高い成果を目指すというインセンティブが働きにくいという問題もある。この問題を解決する手法の一つがPFSである。委託料等は固定でなく事業の成果指標の改善状況に連動させ、事業の実施手法は民間事業者に一定の裁量を持たせるような内容の契約をする。業務実施後に「成果の評価」を行い、成果指標の改善状況に応じて委託料を支払う。このような契約により事業を

導入については、まずは国における普及促進方針や、導入自治体の状況などを把握し、課題を整理した上で、職員研修の実施も含め調査研究していく。

その他の質問項目①

- 市庁舎建替えについて
- 富田林版SDGsについて
- パーチャル市役所総合案内について
- 防災について
- 地域未来構想20について
- 市立幼稚園の課題について
- 依存症の問題について
- GIGAスクール構想について
- 観光ビジョンのDMO化について
- ゼロ予算事業について
- ESD（持続可能な社会の担い手を育む教育）について
- 富田林病院について
- 職場環境の改善について
- ごみの問題について
- 生活保護制度について
- 法定外公共物管理条例施行規則について
- 「いのちの教育」の拡充を

大阪維新の会・無党派の会

伊東 寛光

富田林SDGs未来都市計画について

Q 本市は七月に「二〇二〇年度SDGs未来都市及び自治体SDGsモデル事業」に選定された。モデル事業名は「富田林発！商助によるいのち輝く未来社会の実現プロジェクト」で、「商助」を掲げている。

商助とは、地域の店舗や施設による新たな支え合いの仕組みを表し、行政に依存せず自立したビジネスモデルを目指す点に意義があると考えるが、今後の事業展開予定を聞く。

また、人口減少と少子高齢化が急速に進行する中で、地域で活躍している市民や団体、教育機関、学生や企業等と行政が一層つながることで、それぞれの分野での担い手不足の解消や地域人材の育成、地域課題の見える化、課題解決に向けた体制づくりや地域間の広域連携を図ることも期待されるが、計画を推進する上で重要な考え方になる「マルチパートナーシップ」について、今後の取り組みを聞く。

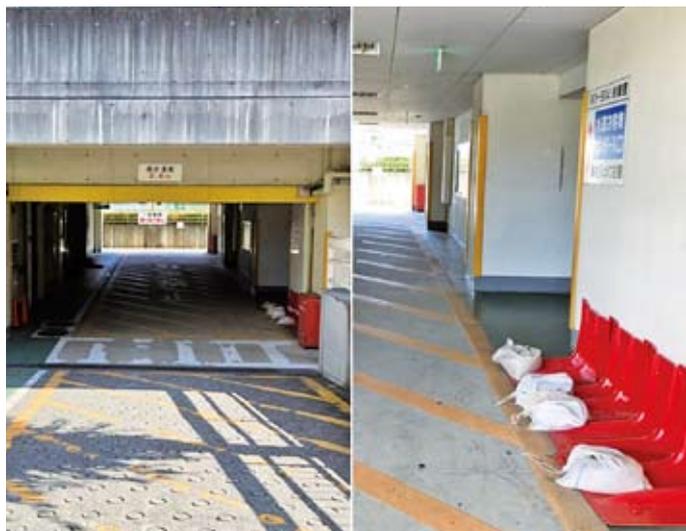
A 八月に策定したSDGs未来都市計画に基づき、「商助」による健康事業の展開に向

けた拠点の整備や、講師となる学生人材の育成、市民をはじめ様々なステークホルダーが会するシンポジウム等の普及啓発事業を、今年度中に実施する予定である。また、市域に点在する地域資源をルートとしてつなぐウェルネストレイル事業をはじめとした経済面、スポーツ・食を切口とした健康教育事業等の社会面配水池設置型の小水力発電事業等の環境面の取組を、令和四年度までの計画期間で進めたい。

また、市民協働や公民連携、市民連携などマルチパートナーシップによる自立的好循環の形成が重要だと考えており、産官学医包括連携協定「TOMAS」の取組等、様々な企業・団体等との公民連携を進めている。今後は、SDGsに取り組み市民や団体・企業等を認証する「SDGsパートナーシップ制度」を構築し、担い手の参画を促進していく。

ふるさと富田林 吉年 千寿子 市庁舎浸水時の業務継続について

Q 今年も七月末の梅雨末期には、線状降水帯が形成されることによる記録的豪雨によって河川が氾濫し、全国各地で浸水



浸水対策を講じて市役所業務の継続を

災害が発生した。

また、いつどこに起こるか分からないゲリラ豪雨などによる内水氾濫は、都市の市街地での下水の氾濫や道路の冠水など、身近な多くのところに危険がある。

本市でも昨年八月十九日の午後に一時間ほどの間に降った雨で、市内何カ所かの道路が冠水し、本庁舎の地下にも水が流れ込んだ。

今回、市庁舎整備基本計画の策定にあたって、受電設備や非常用電源の災害対策がされているのか、また、現在策定されている富田林市業務継続計画に、

庁舎北館の地下にある受電設備などの浸水災害が想定されているか、さらには新庁舎が建設されるまでの数年間、浸水災害があつた場合の対応をどのように考えているのか、非常に懸念される。

そこで、新庁舎が建設されるまでの浸水災害時の対応をどうするのか。さらに、新庁舎が建設され、業務が完全に移行するまでには、まだまだ時間がかかるが、その間の浸水災害の対応について市の見解を聞く。

A 現庁舎の浸水対策として、北館地下一階の機械室には、市役所東側水路からの地下水対策として、自動の湧水ポンプを設置するとともに排水ポンプを備えている。

また、南館地下の入口には、六月頃から浸水に備え、土嚢および止水板を設置しており、浸水の恐れがある場合には、雨水槽や会所軒からポンプで排水することとしている。

しかしながら、新庁舎が整備されるまでには、まだ時間がかかるため、担当職員が夜間や休日でも速やかに対応できるようにマニュアルを整備するとともに機器の操作訓練を行うことで対応力の向上を図っていく。

中高年ひきこもりへの自立支援について

Q 中高年ひきこもりとは、四十歳から六十四歳で自宅に半年以上引きこもっている人のことと、この多くは社会的役割を持つ場所や他人と接点を持つ場所に出かけず、社会的に孤立している。さらに、この中には長期間働くことから遠ざかったために働けなくなり、ひきこもりとなったミッシングワーカーが多く含まれており、両者の問題は重なる部分が多く、支援も複

合的な福祉的視点が必要となる。また、生活困窮者自立支援制度では、家族が抱える生活課題を解決するために関係機関が連携協力し、自立に向けた支援を行っている。特にコロナ禍においては、一層寄り添った支援が必要と考えるが、まず自立相談支援窓口での相談件数と内容について聞く。さらに、支援制度には就労準備支援事業があり、本市では昨年度から広域で取り

組んでいるが、大阪府広域就労支援事業の事業内容と支援内容、また、実績について聞く。

A 本市の自立相談支援窓口の相談件数は、八月末までに新規三百六十六件であり、コロナの影響による失業など、生活資金全般の相談が非常に多い。

次に、大阪府広域就労準備支援事業は、本市と大阪府を含む府内十二自治体と共同で実施し、「社会との関わりが不安」、「コミュニケーションが上手く取れない」などの就労が困難な方へ、社会と関わるきっかけを作るための講座、適性検査の実施、合同企業説明会の開催などを行っており、市の自立相談支援窓口の就労支援員と連携し、ケースに合わせて段階的に支援を行い、昨年度は講座参加者二名、合同企業説明会の参加者五名、適性検査実施一名となっている。

また、家族や支援者が相談しても、本人との直接対面が困難なことや、途中で支援を拒否するなど、長期的な支援が必要であることが課題である。今後、本市は、必要とする方に寄り添う伴走型の支援を強化していく。



一般質問

中山 佑子 給与不正受給事件の検証、 当直規定の見直しを

Q 本市の嘱託職員四名が昨年六月末より、タイムカードを不正打刻し、勤務時間中に職場を離脱し、給与を不正に受給していた。嘱託職員の給与は、市民の税金から賄われているものだ。さて、富田林市役所当直規程第六条第一項には、「宿直は二名で行い、職員一名若しくは嘱託職員一名及び市が委託した会社から派遣された警備員一名をもってこれに充てる。」と規定され、同条第二項には、「日直は二名で行い、職員又は嘱託職員をもってこれに充てる。」と規定されている。そのため、本市の宿直及び日直は、二名体制の勤務をしなければならぬ。民間では、職員一名体制で宿直及び日直の勤務をしているビルが数多くある。実際、本市も一名で滞りなく業務を遂行できていたのだから、常時二名である必要がない。これを機に一名体制でもできるような規定を変更すべきと思料するが、本市の見解を問う。

A この度は、本市嘱託職員の不適切な行為により市民の皆

様からの信頼を損なうこととなり誠に申し訳ございません。

当直の業務内容は、休日、夜間の電話対応、緊急時の関係課担当者への連絡、戸籍に関する届け出の受付、埋火葬許可の発行等を行うものであり、また、休日、夜間の出入りの確認や庁舎内外の巡視など防犯上の役目を担うほか、火災その他の事故が生じた時には、関係職員への連絡や初期対応にあたり、他にもゲリラ豪雨など、庁舎地下へ浸水の恐れがある場合は止水板の設置等の対応も行っている。

これらの来客、電話対応や庁舎巡視等複数の業務を同時に行う必要があることから二名配置が必要であると考えます。

しかし、このような事態となったことに関しては、改めてお詫び申し上げますとともに二度とこのようなことが起こらぬよう全職員に対し、綱紀粛正と適正な業務執行を徹底していく。

村瀬 喜久一郎

デートDV・性暴力被害 防止のための取り組みを

Q 学校における性に関する指導として実施している「いのちの教育」の資料には、いわゆるデートDV、結婚や子育てな

どの将来設計、予想外の妊娠をしないために必要な知識等の内容が記されており、中でも緊急避妊薬についての記述があったことは極めて重要と感じる。万一の性暴力被害への自衛策としても、保護者にも共有すべき情報であるため、「いのちの教育」を公開授業として、保護者も受講することが重要と考える。また、夫婦関係で辛い思いをしている方にとっても関係を改善し見直すきっかけになると考えられ、この面からも、子どもへのDV連鎖防止のためにも保護者向けの研修等も必要と考えるが、これらについて市の見解を聞く。

次に「いのちの教育」の内容は、各世代、各地域でも共有すべきものである。他の自治体では、性教育の授業について保護者や地域向けの新聞の発行や、デートDV対策に特化した資料を作成している。本市でも同様の取り組みにより保護者や地域へ配布することは、万一の時に協力を得るために有効な手段と考えるが、見解を聞く。

A デートDVや性暴力は重大な人権侵害であり、決して許されない行為であるため、学校においても、その未然防止のための取り組みを行っている。生徒の発達段階や学校の実態

に応じて、本市立中学校では、保健センターの出席授業である「いのちの教育」を活用した授業を行っており、生徒たちが、相手への理解を深め、対等でよい良い関係を築くために深く考えられるよう、心と体を相互に関連付けた指導を行っている。今後は、生徒に正しい知識を理解させるために、指導にあたる教職員への研修等の機会確保が重要と考える。また、保護者や地域に向けて啓発することも重要と考えるため、授業公開や連絡文書、資料の配付等の方法について、今後、研究していく。

その他の質問項目②

- コロナ感染症関係
 - ・ 学校幼稚園・保育所の感染症対策について
 - ・ 中止となったイベント予算について
 - ・ 熱中症対策について
 - ・ 市長の専決権について
 - ・ 給付金の支給方法について
 - ・ 相談支援体制の充実を
 - ・ だんじりパレードについて

個人質問

議決結果一覧表

件名	結果
条例 <ul style="list-style-type: none"> ●一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正 ●市税条例の一部改正 ●手数料条例の一部改正 ●家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正 ●放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正 ●子ども医療費の助成に関する条例等の一部改正 ●後期高齢者医療に関する条例等の一部改正 	原案可決 原案可決 原案可決 原案可決 原案可決 原案可決 原案可決
令和2年度補正予算 <ul style="list-style-type: none"> ●一般会計補正予算(第8号・第9号) ●国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号) ●介護保険事業特別会計補正予算(第2号) ●後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号) ●南河内広域行政共同処理事業特別会計補正予算(第1号) ●水道事業会計補正予算(第2号) ●下水道事業会計補正予算(第1号) 	原案可決 原案可決 原案可決 原案可決 原案可決 原案可決 原案可決
その他 <p>(専決処分)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般会計補正予算(第7号) ●教育委員会委員の任命 ●監査委員の選任 ●令和元年度健全化判断比率の報告 ●令和元年度資金不足比率の報告 ●債権放棄の報告 ●訴訟上の和解について(損害賠償請求事件) ●財産の取得について(タブレット型パソコン) ●令和元年度大阪府富田林市水道事業会計剰余金の処分等 ●令和元年度大阪府富田林市下水道事業会計剰余金の処分等 ●会議規則の一部改正 ●防災・減災・国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書 ●新型コロナウイルス感染拡大に伴う家賃支払い困難・滞納などの、生活困窮者に対して都市再生機構法第25条4項適用による救済措置を求める請願 ●新型コロナウイルス感染拡大に伴う家賃支払い困難・滞納などの、生活困窮者に対して都市再生機構法第25条4項適用による救済措置を求める意見書 	承認 同意 同意 報告受理 報告受理 報告受理 原案可決 原案可決 原案可決 原案可決 原案可決 原案可決 採択 原案可決

このほか、令和元年度決算認定が8件ありました。

令和2年第3回(9月)定例会 議案に対する賛否一覧表 (○賛成 ×反対)

賛否一覧表 (全員一致の議案以外を掲載します)	公明党														議決結果				
	村山	遠藤	草尾	高山	尾崎	南瀬	辰巳	伊東	京谷	田平	岡田	坂口	吉年	西川		南方	左近	村瀬	中山
新型コロナウイルス感染拡大に伴う家賃支払い困難・滞納などの、生活困窮者に対して都市再生機構法第25条4項適用による救済措置を求める請願	×	×	×	欠席	○	議長	○	×	○	○	○	○	○	×	×	×	○	×	採択
新型コロナウイルス感染拡大に伴う家賃支払い困難・滞納などの、生活困窮者に対して都市再生機構法第25条4項適用による救済措置を求める意見書	×	×	×	欠席	○	議長	○	×	○	○	○	○	○	×	×	×	○	×	原案可決

※上記2件の採決において、可否同数であったため、地方自治法の規定による議長裁決の結果「採択」「原案可決」と決定しました。

【(一五)一〇〇〇内線二一五】

お気づきの点、ご意見等がございましたら、お気軽に議会事務局までお寄せください。

今後とも広報委員一同、皆様にお届けいたします。本号では九月定例会で行われた一般質問と、決算審査を中心に掲載しました。

師走に入り、年の瀬に向けてあわただしい日々が続くころですが、皆さんはいかがお過ごしでしょうか。

議会だより二百三十三号をお届けいたします。

編集後記

令和2年 第4回(12月)定例会

11月30日(月)	本会議(議案上程)
12月 8日(火)	本会議(一般質問)
9日(水)	
10日(木)	本会議(議案質疑)
14日(月)	総務文教常任委員会
15日(火)	建設厚生常任委員会
16日(水)	予算決算常任委員会
18日(金)	本会議(委員長報告)

※いずれも午前10時開会予定